

選挙システム更新業務委託事業候補者募集要項

1 目的

現在、本区の選挙人名簿に登録されている有権者は約20万3千人であり、在外選挙人名簿には約1,200人が登録されている。さらに、今後、区の人口は30万人に達すると見込まれている。

選挙を執行する環境は、平成9年の公職選挙法改正により不在者投票事由が緩和されたことで不在者投票により投票を済ませる有権者が増え、平成15年の期日前投票制度の創設でより一層そうした流れが加速した。また、平成28年6月には選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若年層の有権者も加わった。

当委員会では、こうした法改正に適切に対応し、有権者の選挙人名簿への登録・抹消及び選挙時の投票資格確認のため、選挙事務にシステムの活用を順次拡充してきたが、初期のシステム導入から10年以上が経過しているため、あらためてシステム及び事業者の再評価をプロポーザル方式により行うものである。また、区が保有する行政情報系仮想化サーバに順応するよう選挙システムを構築し直し、今後の円滑な選挙執行及び選挙人名簿調製事務等の遂行を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

選挙システム更新業務委託

(2) 業務内容

- ・選挙システムの内、選挙人名簿に係る業務を行政情報系仮想化サーバに構築するとともに動作検証を行い、令和3年7月任期満了の東京都議会議員選挙から本稼働できるようにすること。
- ・選挙システムの運用保守、セキュリティ対策を行うこと。
- ・令和3年3月に区が別途準備するクライアント端末(130台程度)へ名簿管理システム、当日投票システム及び期日前投票システム等をインストールし、令和3年5月15日までに検証をして使用できるよう調整すること。
※詳しくは、別紙1「提案要求仕様書」を参照してください。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年5月31日まで

(4) 事業規模

770万円(税込)までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、上記2の(2)に示す業務

を令和2年度と令和3年度に実施した場合の事業規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取り消し、又は契約を締結しない場合があります

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと
- (3) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 「別紙1 提案要求仕様書」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

※区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、一次審査において、評価点を優遇します。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象になりません。

(※詳細は、選挙システム更新業務委託事業候補者選考方針を参照)。

4 選考スケジュール(予定)

- (1) 募集要項の公表・配布期間

令和2年2月20日(木)から令和2年3月10日(火)午後5時まで

- (2) 募集要項に対する質問受付期限
令和2年3月4日(水)午後3時まで
- (3) 質問一斉回答
令和2年3月6日(金)
- (4) 参加表明書・企画提案書等提出期限
令和2年3月13日(金)午後5時まで
- (5) 第一次審査及び第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
令和2年3月24日(火)午後予定
(※詳細は、選挙システム更新業務委託事業候補者選考方針を参照)。
- (6) 審査結果通知
令和2年3月27日(金)
- (7) 契約手続き
令和2年4月下旬以降
- (8) 業務委託開始
令和2年5月1日(金)(予定)

5 配布書類等

- (1) 配布場所
「13 担当・連絡先」の記載のとおり
※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。
- (2) 配布期間等
 - ア 窓口配布期間
令和2年2月20日(木)から令和2年3月10日(火)まで
※午前9時から午後5時(土・日・祝日を除く)
 - イ ホームページ掲載期間
令和2年2月20日(木)から
- (3) 配布書類
 - プロポーザル実施関係**
 - ①募集要項
 - ②別紙1 提案要求仕様書
 - ③別紙2 業務委託候補者選考方針
 - 提出資料関係**
 - ①【様式1】質問書
 - ②【様式2】参加表明書兼参加資格審査申請書
 - ③【様式3-1】共同事業体構成書※該当する場合のみ提出。
 - ④【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状※該当する場合のみ提出。

- ⑤【様式 3-3】委任状※該当する場合のみ提出。
- ⑥【様式 4】事業者概要及び業務実績
- ⑦【様式 5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑧【様式 6-1 から 6-4】企画提案書
- ⑨【様式 7】プロポーザル参加辞退届
- ⑩【様式 8】システム更新概算費用見積書様式
- ⑪【様式 9】機能要件、帳票要件

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和 2 年 3 月 4 日(水)午後 3 時

(2) 受付方法

【様式 1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」まで直接持参、電話または FAX で提出してください。FAX 提出する場合は、送信未達防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

令和 2 年 3 月 6 日(金)に、すべての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出受付期間

令和 2 年 3 月 9 日(月)から令和 2 年 3 月 13 日(金)

各日午前 9 時から午後 5 時まで

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区役所 11 階 選挙管理委員会事務局 今本

TEL 03-3578-2769

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください

(4) 提出書類

①物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)

※いずれの事業者も財務諸表(最新の事業年度のもの)を必ず添付すること。

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、

区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を必ず添付すること。

- ②【様式 2】参加表明書兼参加資格審査申請書
 - ③【様式 3-1】共同事業体構成書※該当する場合のみ提出。
 - ④【様式 3-2】共同事業体協定書兼委任状※該当する場合のみ提出。
 - ⑤【様式 3-3】委任状※該当する場合のみ提出。
 - ⑥ワーク・ライフ・バランス推進企業として認定されたことわかるもの(該当企業のみ)がある場合はその写しを 1 部
- ※該当する場合のみ提出。【別紙 2】選挙システム導入業務委託事業候補者選考方針参照。
- ⑦【様式 4】事業者概要及び業務実績
 - ⑧【様式 5】業務従事予定者の経歴及び専任性
 - ⑨【様式 6-1 から 6-4】企画提案書
 - ⑩【様式 8】システム更新概算費用見積書様式
 - ⑪【様式 9】機能要件、帳票要件

(5) 提出部数

ア 提出資料①から⑥ 1 部

イ 提出資料⑦から⑪ 正本 1 部、副本 8 部

※提出資料⑦から⑪は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本 1 部は表紙に事業者名を記入し、副本 8 部については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

ウ 提出資料(正本)データを格納した CD-R 等 1 枚

※CD-R 等表面には社(者)名を記入してください

(6) 留意事項

ア 各資料は A4 サイズ、文字サイズは 11 ポイント以上としてください。

イ 補足資料は、各提出資料のサイズに合わせる。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

8 事業候補者の選考と審査

【別紙 2】選挙システム更新業務委託事業候補者選考方針のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

(1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

- ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

- ②記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - ③虚偽の内容が記載されているもの
 - ④この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2)本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
 - (3)提出書類等の返却はいたしません。
 - (4)書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
 - (5)質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
 - (6)提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
 - (7)選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
 - (8)企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
 - (9)区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
 - (10)参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式7】プロポーザル参加辞退届を提出してください。(1部)

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) FAX等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和2年度と令和3年度を合わせた予算額の範

困での契約となります。(※詳細は、選挙システム更新業務委託事業候補者選考方針を参照)

- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則(昭和 39 年港区規則第 6 号)第 39 条の 2 の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です(ただし、同条例第 5 条に定めるものを除く。。「事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区選挙管理委員会事務局選挙係(区役所 11 階) 担当:今本

電話:03-3578-2769 FAX:03-3578-2774

メール:minato28@city.minato.tokyo.jp

※メールで連絡を取る場合は必ず件名の冒頭に「【選挙システムプロポーザル】」と記載してください。